

第2部 各 論

第1章 重点課題

重点課題Ⅰ 親なき後を見据えた支援

1 現状と課題

令和4年度に本市が実施した障害者生活実態・意向調査において、在宅で生活する18歳以上の障害者の主な介助者が60歳以上の割合は、知的障害で57.5%、精神障害で58.6%となっています。

そのため、障害者本人の日常生活を支援している親に代わって、障害者本人の支援における連携体制、障害者本人の意思を尊重した様々なサービスや生活支援のコーディネート役、日常生活を維持するためのきめ細やかなサービスの提供、障害者本人の住まいの確保、相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者等に対する研修等を通じた意思決定支援の質の向上が、親なき後だけでなく、ヤングケアラーなどへの支援に関する喫緊の課題となっています。

また、これらの課題は、親が支援できなくなることに備え、円滑にサービスにつながるよう各制度の普及、啓発及び相談支援体制の充実が必要です。

※「親なき後を見据えた支援」について

本計画においては、親(保護者)が亡くなった後の支援だけでなく、主たる介護者が何らかの事情により、支援が行えなくなった後(親が病気等により支援出来なくなった場合も含む。)の支援とします。

2 対応方針

これらの課題に対応するため、次の項目に重点的に取り組んでいきます。

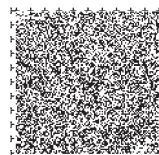
(1) 成年後見制度の利用促進

親が健在のうちに、成年後見人候補者を決定するなど、障害者本人の生活状況や趣味・嗜好などを理解して引き継げるよう、本制度の普及啓発を行っていきます。

(2) 親なき後の住居への対応

地域生活の受け皿であるグループホームの整備を促進するとともに、親なき後にも住み慣れた地域で重度の障害者が生活できるよう、対応できる事業所の確保等、支援体制構築のための方策を検討します。

また、引き続き、法定サービス等の充実を図ります。

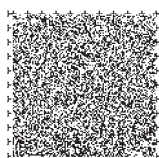


(3) 相談支援体制の充実

障害者基幹相談支援センター等において、障害者が住み慣れた地域で暮らしていくための相談支援を実施します。また、地域自立支援協議会を中心に障害福祉サービス事業所をはじめとする地域の多様な社会資源の参画や協力を得て、ネットワークの構築を推進します。

<親なき後を見据えた支援に関する主な事業>

事業名	事業内容	掲載ページ
相談支援事業	障害者等が適切なサービスを利用するためのケアマネジメントを行う計画相談支援や、施設等から地域への移行及びその定着を支援するため、相談や情報提供などを行います。	56ページ
障害者グループホームの整備	住み慣れた地域で継続して生活できるよう、日常生活の援助等を受けながら共同生活を行うグループホームの整備を促進します。	59ページ
障害者基幹相談支援センター	障害のある人が住み慣れた地域でその人らしく暮らしていくために、日常生活や社会参加などに関するさまざまな相談に応じます。また、地域の人や関係機関と連携し、障害のある人を地域全体で支える地域づくりに取り組みます。	64ページ
地域生活支援拠点の整備	障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、緊急時の受入れ・対応等の様々な支援を複数の機関が分担して機能を担うための体制を整備します。	64ページ
障害者相談員事業	市から委託された身体障害者相談員・知的障害者相談員が、身体・知的障害者(児)、その家族等からの身近な問題について相談に応じます。また、定期的に相談員に対する研修を行い、知識の向上に努めます。	65ページ
障害福祉サービス等利用支援コーディネーター設置事業	各保健福祉センターにコーディネーターを配置し、障害者等の相談をはじめ、障害支援区分の調査、事業者との連絡調整等を行います。	65ページ
地域自立支援協議会運営	障害者の地域生活を支援するためのシステム作りや関係機関のネットワークの構築等に向けて定期的に協議を行います。	67ページ
成年後見支援センター運営事業	地域における権利擁護支援の中核機関である成年後見支援センターを中心として、成年後見制度の普及・啓発、専門相談、申立手続支援、市民後見人の養成などを行い、制度に対する市民の理解を深め、利用促進を図ります。	68ページ
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分なために契約締結などの法律行為や財産管理が困難な人が成年後見制度を円滑に利用できるよう、後見等開始の審判請求費用や後見人などの報酬を助成します。	68ページ
日常生活自立支援事業	高齢や障害者等により判断能力が十分でなく、日常生活に不安がある人々でも、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように、介護・福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理をサポートする、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を支援します。	68ページ
法人後見事業	権利擁護支援を必要とする人への対応を図るため、市民との協働で市社会福祉協議会が法人として成年後見等の業務を受任する法人後見事業の実施を支援します。	68ページ
消費者被害の防止	消費者被害防止に関する見守り講座の実施や情報提供など、悪質商法等による被害に遭わないための支援などを推進します。	68ページ



重点課題Ⅱ 発達障害者への支援

1 現状と課題

令和4年に文部科学省が実施した調査において、知的発達に遅れはないものの、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童の割合は8.8%でした。発達障害への理解が進み、関心が高まる一方、インターネットやSNSで様々な情報が飛び交う中、こどもの発達に不安や戸惑いを抱える保護者が増加しています。

また、強度行動障害などの非常に重度の行動障害のある人たちの受け入れ先が無い状況や、ASD(自閉症スペクトラム)、ADHD(注意欠陥多動性障害、注意欠如多動性障害)、LD(学習障害)等の周囲の人に気づかれにくい発達障害を抱える人、強度ではないが行動障害のある人、さらには、症状があるものの、診断基準を満たさない状態のいわゆるグレーゾーンといわれる人に対する支援や発達障害の特性への理解が十分でない状況があります。

これらの現状に対し、専門機関に相談が集中し、待機期間が長期化するとともに、真に医学的判定が必要な人の診断にも支障が出るなどの課題が生じています。また、地域の関係機関の連携の不足や様々な発達障害の種類に対応した事業所の不足、強度行動障害者の家族への支援が喫緊の課題となっています。

2 対応方針

これらの課題に対応するため、次の項目に重点的に取り組んでいきます。

(1) 相談支援体制の充実

こどもの発達に困難を抱える保護者等が、障害受容ができていない人も含め気軽に相談できるよう窓口を開設し、適切な支援をコーディネートすることで障害の早期発見・早期療育につなげます。また、専門機関による関係機関への支援(機関支援)を通じて地域の発達障害に関する対応力を向上させます。

(2) 地域の関係機関の連携の仕組みづくり

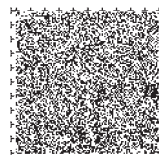
こどもの成長にあわせて、地域で関わる関係機関は変化していくため、成長段階に応じた発達障害者本人の情報を関係機関が共有できる仕組みを検討します。

また、複数の関係機関が関わる場合、十分な連携が図れるよう、必要に応じて関係者間での話し合いの会議が設けられるなど、連携を強化します。

(3) 強度行動障害者への対応

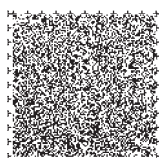
強度行動障害者を受け入れる障害福祉サービス事業所等にインセンティブを付与するとともに、今後の支援策を検討するため実態調査を実施します。

また、親や支援者による不適切な対応の積み重ね(合理的配慮の欠如)により発生してしまう二次障害を防ぐよう理解を促進します。

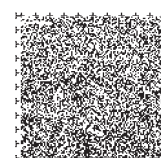


＜発達障害者への支援に関する主な事業＞

事業名	事業内容	掲載ページ
強度行動障害者支援加算事業	強度行動障害者の支援を行う施設が生活支援員等の加配などを行った場合、必要な経費の一部を助成します。	57ページ
重度強度行動障害加算事業	千葉県暮らしの場支援会議での入所調整を受けた重度の強度行動障害者の支援を行う施設が生活支援員等の加配などを行った場合、必要な経費の一部を助成します。	58ページ
こども発達相談室の開設	発達障害の早期発見及び早期支援体制の充実を図るため、未就学児の発達に関する相談窓口「こども発達相談室」を設置します。	65ページ
発達障害者支援センター運営	発達障害者支援を総合的に行う地域の拠点として、本人や家族等からの相談に応じるとともに、療育に関する指導や助言を行います。 また、関係機関との連携強化を図り、地域における総合的な支援体制の整備に努めます。	66ページ
発達障害等に関する巡回相談員整備事業	専門知識を有する相談員が幼稚園・保育所等を巡回し、施設職員や保護者等に対し、発達障害の疑いのある児童の早期発見・早期対応のための助言等を行います。	66ページ
乳幼児健康診査事業	4か月・1歳6か月・3歳児健康診査等を実施し、先天性の疾患、運動機能、視聴覚等の障害、発達の遅れ等の早期発見・早期療育を促すとともに、育児不安を持つ保護者に対する援助を行い、育児支援を図ります。	69ページ
養育支援訪問事業	障害や病気の有無にかかわらず、育児不安の強い家庭や乳幼児健診未受診者に保健師等による家庭訪問を行い、育児不安や育児ストレスの解消を図るとともに、乳幼児健診の受診勧奨を行い、障害の早期発見・早期療育を促します。	69ページ
かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業	かかりつけ医等の医療関係者を対象に、発達障害に係る研修を開催し、地域における発達障害への対応力の向上を図ります。	71ページ
療育センター運営事業	障害児の早期発見、早期療育の観点から、診断、検査等を行い、障害に応じた訓練等を行うとともに、個別指導や保護者への相談支援を行います。 また、障害児とその保護者の抱える課題の解決や適切なサービス利用のため、計画作成やサービス事業者との連絡調整等を行います。	72ページ
要配慮保育事業	原則として、すべての認定こども園、保育所及び地域型保育事業所において、障害のある子どもの受入れが可能な体制を整えます。	73ページ
私立幼稚園特別支援教育費補助事業	障害のある幼児の就園の機会の拡大を図ると共に、障害のある幼児の在籍する私立幼稚園における特別支援教育の充実と振興及び保護者の教育費負担軽減を図るため、市内私立幼稚園設置者及び公益社団法人千葉県幼稚園協会に対し補助金を交付します。	74ページ
障害児保育・特別支援教育補助	障害のある子どもを受け入れる教育・保育施設及び地域型保育事業所に対し、障害児保育・特別支援教育の実施に必要な職員加配に係る経費に対する補助金を交付します。	74ページ
障害児保育等に係る巡回相談	障害児保育・特別支援教育を実施する教育・保育施設及び地域型保育事業所を市嘱託職員が巡回し、障害のある子どもの経過観察、職員への助言・指導等を行います。	74ページ
障害児保育・特別支援教育に関する研修	すべての教育・保育施設及び地域型保育事業所が参加可能な研修を実施し、専門知識の習得や技能の向上を図ります。	74ページ



事業名	事業内容	掲載ページ
幼保小関連教育推進事業	幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るため、小学校と近隣の幼稚園・保育所が連携して交流活動を行うことで、入学当初の学校生活への適応を容易にします。 併せて、幼稚園・保育所職員と小学校教職員の相互理解を図ります。	74ページ
養護教育センター教育相談事業	特別な支援が必要な幼児(年長)、児童生徒、その保護者及び教職員等に対して、一人ひとりの教育的ニーズに対応した的確な指導が行えるよう、電話相談・来所相談・医療相談・学校訪問相談を行います。	75ページ
子どもルーム事業	原則として、すべての子どもルームにおいて、障害のある子どもの受け入れが可能な体制を整えます。	75ページ
特別支援教育指導員配置事業	小中学校の通常の学級に在籍する緊急に対応が必要なADHD(注意欠陥多動性障害、注意欠如多動性障害)等の児童生徒に対して、特別支援教育指導員を配置して、対象児童生徒の学習面や行動面等の困難さの改善を図ります。	75ページ
特別支援教育介助員配置事業	特別支援教育介助員を配置し、小学校、中学校及び中等教育学校(前期課程)に在籍する常時介助が必要な児童生徒の安全を確保します。	75ページ
通級指導教室の増設(旧：言語障害・難聴通級指導教室の増設)	通常の学級に在籍する言語障害や難聴、LD(学習障害)等の児童生徒を対象とした通級指導教室を増設します。	75ページ
スクールカウンセラー活用事業	児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するカウンセラーを配置し、児童生徒等の悩みの解消にあたります。	75ページ
長柄ハッピーキャンプ事業	発達障害等の可能性のある児童生徒を対象に、豊かな自然環境の中で、宿泊体験など様々な体験活動を通して、基本的な生活習慣等を身につけ、自主性・社会性を高めるため、長柄ハッピーキャンプ事業を実施します。	76ページ
学校訪問相談員派遣事業	通常の学級に在籍するADHD(注意欠陥多動性障害、注意欠如多動性障害)等の児童生徒の教育的ニーズに対応した的確な指導が行えるよう、小中学校に学校訪問相談員を派遣して、学校管理職や教職員に対する指導助言を行い、学校支援体制を確立し、児童生徒の困難な状況を改善していけるように支援します。	77ページ
教職員研修運営事業	各種研修講座、研究を定期的に行い、特別支援教育に関わる教職員の資質の向上を図ります。	77ページ



重点課題Ⅲ 重度の障害のある人たちへの支援

1 現状と課題

本市では、これまで医療的ケアが必要な人など重度の障害者が利用できるグループホーム等の整備を進めてきた結果、重度の障害者に対応できる障害福祉サービス事業所は増加しています。令和3年には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立し、千葉県医療的ケア児等支援センター（ぽらりす）が開設するなど、重度の障害者を取り巻く状況は着実に変化しています。しかし、令和5年度に実施した調査では、医療的ケアが必要な人など重度の障害者の人数の増加とともに、障害者自身や支援をする介護者の高齢化などの課題が明らかになっています。

そのため、医療的ケアなどの重度の障害に対応できる障害福祉サービス事業所などについて、既存の事業所への支援とより充実した支援体制の確保、専門的な相談支援機関や計画相談支援事業所の育成、医療と福祉の連携、教育機関での対応、重度の障害者の意思決定のプロセス確保が喫緊の課題となっています。

2 対応方針

これらの課題に対応するため、次の項目に重点的に取り組んでいきます。

（1）重度の障害者に対応できる障害福祉サービス等の推進

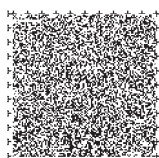
医療的ケア等を必要とするなど重度の障害のある人に対応できる事業所や人員の確保に努めます。

（2）教育機関での対応

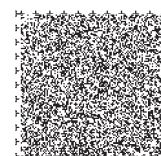
普通学校に所属する医療的ケア等を必要とするなど重度の障害のある児童に対する看護師巡回サービスについて体制を拡充していきます。

<重度の障害のある人たちへの支援に関する主な事業>

事業名	事業内容	掲載ページ
訪問系サービス事業	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援を実施します。	56ページ
日中活動系サービス事業	生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、就労選択支援、療養介護、短期入所サービスを実施します。	56ページ
障害福祉サービス事業所の開設支援	新たに障害福祉サービス事業への参入を検討している者を対象に、講座（障害者支援版起業塾）を開設し、障害福祉サービス事業所への参入を支援します。	56ページ
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者に対し、外出のための支援を行います。	57ページ
喀痰吸引等研修促進事業	喀痰吸引等を実施できるヘルパーを増やすため、ヘルパー等が研修（第三号研修）を受ける費用を助成します。	58ページ



事業名	事業内容	掲載ページ
障害者グループホームの整備	住み慣れた地域で継続して生活できるよう、日常生活の援助等を受けながら共同生活を行うグループホームの整備を促進します。	59 ページ
日常生活用具費支給等事業	在宅の重度障害者（児）、難病患者（児）の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具費を支給します。	60 ページ
在宅医療・介護連携推進事業	医療機関、あんしんケアセンター、障害者基幹相談支援センターなどの医療福祉専門職への相談支援、会議・研修の開催や市民向けの在宅医療介護連携の普及啓発を行います。	67 ページ
桜木園運営事業	重症心身障害児に入所支援を通じて、治療や日常生活の指導を行います。	72 ページ
特定教育・保育施設における医療的ケアが必要な子どもへの対応	特定教育・保育施設における医療的ケアが必要な子どもへの対応を実施します。	74 ページ
スクールメディカルサポート事業	千葉県立学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒に対し、医療行為を行う看護師を派遣します。	75 ページ



重点課題Ⅳ 働く人や働きたい人たちへの支援

1 現状と課題

障害者にとっては、地域で質の高い自立した生活を営むためには、就労が非常に重要であり、令和4年度に本市が実施した障害者生活実態・意向調査において、在宅で生活する18歳以上の障害者の「仕事をしている」と回答しなかった人のうち、41.5%が「収入を得る仕事をしたい」と回答しています。

一方で、法定雇用率が令和6年度に2.5%、令和8年7月に2.7%に段階的に引き上げられることなどから、企業にとっても、働き手の不足も顕在化するなか、障害者の特性に合わせた業務と職場環境の提供による雇用の推進及び安定が重要になっています。

しかしながら、本市の実態調査において、「障害者の就労支援としてどのようなことが必要か」という問いに対して、「職場の障害者理解」と回答した障害者の割合が41.5%、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」と回答した割合が40.7%であり、既に働いている人の就労の安定、定着及び、これから働きたい人の就労を促進するためには、職場での相互理解を更に促進していく必要があると考えられます。

そのため、働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、職場での意識啓発や相互理解の促進、アクセシビリティの向上など、障害者が持続的に働くことのできる環境整備が必要です。

また、一般就労が困難な人であっても、就労は達成感や生きがいが得られるものであり、余暇活動と同様に仲間づくり等にもつながることから、引き続き、多様な場の提供や工賃の向上などに取り組んでいく必要があります。

2 対応方針

これらの課題に対応するため、次の項目に重点的に取り組んでいきます。

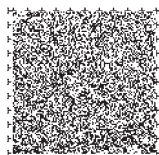
(1) 一般就労の支援

障害者の一般就労に向けて、就労相談、職業訓練、実習、就労後の定着のための支援等の事業に取り組むほか、障害者の福祉施設から一般就労への移行など、福祉、教育、労働などの関係機関の連携強化に取り組みます。

また、企業等に対し、障害の特性や接し方について、雇い入れから定着までの支援を行うなど、障害者雇用についての一層の理解と協力を求めて行きます。

(2) 福祉的就労の支援

障害の程度等により、企業等での就労が困難な障害者に対して、障害者就労施設等の活動の場を確保する一方、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針に基づき、商品やサービスの掘り起こしや共同受注の積極的活用など、市の優先調達を推進するほか、授産製品の販路拡大、障害者就労施設等の経営指導などへの支援を行い、工賃向上を図ります。



＜働く人や働きたい人たちへの支援に関する主な事業＞

事業名	事業内容	掲載ページ
日中活動系サービス事業	生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、就労選択支援を実施します。	56 ページ
重度障害者等就労支援特別事業	就労機会の拡大や社会参加を促進するため、重度障害者等に対して、通勤支援や職場等における支援を実施します。	58 ページ
障害者就業支援キャリアセンターの運営参画	県が設置した千葉障害者就業支援キャリアセンターの運営に参画し、障害者の就職に関する相談、就労準備訓練、職場実習、就労時の職場支援等を行い、事業主には、雇用に関する相談、企業内で障害者の職場定着を支援する人材の育成等を行います。 その他、求人開拓、広報啓発や企業、特別支援学校、施設等とのネットワークの構築などを行います。	62 ページ
障害者雇用促進就職面接会	就職の困難な障害者の雇用促進を図るため、千葉公共職業安定所等と共催して求人者・求職者を対象とした合同面接会を行い、雇用機会の確保に努めます。	62 ページ
障害者職場実習事業	一般就労を希望する障害者に対し、就職前に企業等で一定期間の実習を行い、相互理解を深めたうえで雇用に結びつけることにより、障害者の職場定着を図り、もって障害者の一般就労を促進します。	62 ページ
チャレンジドオフィスちばし	「チャレンジドオフィスちばし」において、障害者が民間企業等で一般就労するための支援を行います。	62 ページ
知的障害者職親委託制度	職親として登録した事業経営者が知的障害者を一定期間預かり、生活指導及び技能習得訓練等を行います。	62 ページ
障害者法定雇用率達成企業等に対する入札参加資格者の格付けにおける優遇制度	法定雇用率を達成した場合等に、建設工事入札参加資格者の格付けの基準となる評価点の加点を行います。	62 ページ
障害者就労事業振興センターの運営参画	千葉県障害者就労事業振興センターの運営に県、船橋市及び柏市とともに参画し、授産製品の販路拡大や企業からの共同受注、農福連携の推進等を行うほか、新しい商品開発や各作業所等への経営指導、作業所等職員の資質の向上のための研修などを行います。	63 ページ
授産製品の販売促進	本庁舎や各区役所において、市内の作業所等が生産した授産製品を販売し、市民にPRして販路拡大を図ります。 また、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下、障害者優先調達推進法とする。）に基づき、商品やサービスの掘り起こしや共同受注の活用など、市として優先調達に積極的に取り組みます。	63 ページ
農福連携の推進	障害者の就労や生きがいづくりの場を生み出すため、農家等と障害福祉サービス事業所等のマッチングに係る支援を行います。	63 ページ
いずみの家運営事業	療育センターいずみの家において、福祉的就労の支援とともに、一般就労への訓練等を実施します。	63 ページ
もにす認定取得事業者に対する中小企業資金融資における優遇制度	もにす認定を取得した事業者が、中小企業資金融資メニューのうち「チャレンジ資金」「トライアル支援資金」「振興資金」「小規模事業資金」を利用する場合、利子補給率の上乗せ及び融資利率の引き下げを行います。	63 ページ

